



自由同和会中央本部機関紙

URL: <http://jiyuudouwakai.jp>E-mail: liberal@jiyuudouwakai.jp

第258号

発行所 自由同和会中央本部
〒102 東京都千代田区
-0093 平河町 2- 3- 2
TEL 03-5275-3641
FAX 03-5275-3642
編集発行人 平河 秀樹
発行日 年 4 回 (6・9・12・3 月)
定価 1 部 500 円 (送料別)
年間 2,000 円 (送料込)
振込 三菱東京UFJ銀行麹町中央支店
(普) 0366528
口座名 自由同和会中央本部事務局
平河秀樹

中央本部の今後の主な活動と
都府県本部のとりくみ

総務委員会

日時

9月17日(木)午後1時～3時

場所 大阪ガーデンパレス

女性部・青年部合同理事会

日時

9月29日(火)午後1時～3時

場所 大阪ガーデンパレス

中央本部理事会

日時

10月20日(火)午後1時～3時

場所 大阪ガーデンパレス

定期中央省庁要請行動

日時

11月25日(水)午前11～正午

場所

法務省 文部科学省
厚生労働省 国土交通省

令和8年度幹部研修会

場所

11月25日(水)午後2時～4時

場所

自由民主党本部8階大ホール

都府県本部関係

東京都本部と関東ブロック(会長 川上高幸)では、令和8年度大会を6月26日午後2時から千代田区内の「星稜会館」において開催した。大会では、(一社)LGBT理解増進会の繁内幸治・代表理事が、「LGBT理解増進法のゆくえ」に関する決定を読み解くというテーマで記念講演をされた。

福岡県本部(会長 上田信輝)では、第38回大会を6月27日午後2時から北九州市内の「ホテルクラウンパレス北九州」において開催した。

大会では、人権ジャーナリスト(元西日本新聞記者)で(公財)「人権教育啓発推進センター」特任講師の馬場周一郎さんが、「同和問題の解決は視野に入っている」40年間の取材活動でいま見えるもの」とのテーマで記念講演をされた。

大阪府本部(会長 畑中幸司)では、第41回大会を7月5日午後1時から大阪市内の「シティプラザ大阪」において開催した。

大会では、「インターネットと人権」のテーマで、大阪企業人権協議会の人権研修講師をされている堀井悟さんが、記念講演をされた。

岐阜県本部(会長 山元憲康)では、7月10日午後1時30分から、第45回総会を岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において開催した。

総会では、三重県教育委員会と教育課・指導主事では三重県教育委員会と教育課・門委員の藤原一成さんが、「次世代に差別を残さないために」知らないことはなくせない」とのテーマで講演された。

熊本県本部(会長 福本弘二)では、令和8年度研修大会を7月25日午後2時から熊本市内の「水前寺共済会館グレイシア」において開催した。

研修大会では、「熊本県の人権同和問題の取り組みについて」のテーマで、熊本県環境生活部県民生活局人権同和政策課の課長の山本智勇さんが記念講演をされた。

令和8年度幹部研修会・定期中央省庁要請行動

日時 11月25日(水) 午後2時～4時
場所 自民党本部8F 大ホール

※ 本幹部研修会も開会から閉会までをYouTubeにおいて完全生中継を行います。この生中継の視聴は中央本部のホームページからワンクリックでご覧いただけます。

今号の内容

中央本部の当面の主な活動 ……1P

都府県本部のとりくみ ……1P

令和8年度運動方針
(その2) ……2P～8P

千葉県本部(会長 木村仁)では、令和8年度大会を7月26日午後1時30分から柏市内の「東葛テクノプラザ」において開催した。

大会では、(一社)LGBT理解増進会の代表理事である繁内幸治さんが、「これからのLGBTの人権活動」LGBT理解増進法の基本計画をめぐる議論のテーマで記念講演をされた。

京都府本部(会長 上田藤兵衛)では、第41回大会を7月31日午後2時から京都市内の「ホテルオークラ京都」において開催した。

佐賀県本部(会長 野口賢二)では、第27回大会を8月5日午後2時から佐賀市内の「グランドはがくれ」において開催した。

大会では、元西日本新聞記者で(公財)人権教育啓発推進センター特任講師の馬場周一郎さんが、「新聞記者と部落差別」とのテーマで記念講演をされた。

令和 8 年度運動方針（その 2 前号第 253 号からの続き）

1. 住環境整備

住環境整備については、近隣地域との差異がないかを点検しつつも、高齢者・障害者・妊娠している女性・子どもなど、ハンディキャップがある人たちが自由に社会に参加できる活力ある地域にするため、バリアフリーは当然のこととして、ユニバーサルデザインの用具をも活用する「人権のまちづくり」を視野に入れた取り組みを展開し、ノーマライゼーションを達成する。

バリアフリーの基準としては、介助がない車イスでどこへでも自由に、安心・安全・快適に移動できるものとする。

バリアフリーについては、「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の促進に関する法律」（通称、ハートビル法）と「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（通称、交通バリアフリー法）を統合した新法「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称、バリアフリー新法）が、施行されているので、この「バリアフリー新法」と平成 28 年の 4 月から施行される「障害者差別解消法」を積極的に活用してバリアフリーの建築物を増やしていく。

老朽化した改良住宅・公営住宅の建替えを行う際については、空き家の集約化を図り、集約化で空いた土地を民間に払い下げるなど、空き地の有効活用で混住化を促進する。

また、定期借地権などを活用して持ち家化を考慮しつつも、払い下げを積極的に求めて、これを機会に「人権のまちづくり」を具現化する総合計画の策定を市町村に求めていく。

改良住宅・公営住宅の空き家がある場合には、混住化を促進するためにも、一般公募制度を活用し、また、若年層の流入を促すために、就学前の子どもを持つ世帯とか新婚家庭や妊婦については優先入居（国土交通省も子育て世帯の優先入居を拡大する方針）や割引の導入などの工夫を凝らして空き家をなくしていくとともに、高齢者の孤立死を防止する手立てを講じるよう、市町村に要求していく。

なお、公営・改良住宅の入居者の選定や管理を、未だに地区の自治会や同和運動団体の役員に任せていることは、不正行為や混住化を妨げる温床になることから、公営・改良住宅の管理・運営を市町村が行うよう、市町村に強く要請していく。

批判の対象になっている改良住宅・公営住宅の家賃については、応能応益制度を取り入れ、暫時、見直しを進めていくことになっているが、応能応益制度を取り入れていない市町村には、早急に制度を取り入れ、家賃の見直しをするよう要求していくとともに、家賃の滞納を市町村と協議しながら早急に改善していく。

地域の拠点である隣保館については、「部落差別解消法」が成立したことで

運営費の削減や廃止は当分の間回避できるものと思われるが、これを機会にあらゆる差別や虐待などの人権侵害や生活困窮者等が相談でき、また、広く市民も利用できる公的施設にすることで交流が生まれ、また、同和対策で住環境が改善された同和地区を眺めることで、旧同和地区の心象を変えていくことにもなるので、障害のある人もない人も利用し易い施設にするために、厚労省の改修費補助を積極的に活用してバリアフリー化をも進めていく。

また、指定管理者制度を活用して、管理者になりうる学習を行い、活性化を図ることも考慮する。

2. 産業基盤の確立と就労対策

旧同和関係事業者は零細で、かつ、建築・土木関係業者が極めて多いという特定の業種に偏った特有性をもっているため、公共事業が年々減少していくような状況で基盤を確立することは非常に困難ではあるが、合理化や近代化を促進するとともに、生き残りのため共同化や協業化を進めていく。

業種転換する場合には、政府が中小・零細業者向けセーフティーネットとして実施している各種融資制度の有効活用や各省庁のホームページで最新の情報等を有効利用するとともに、都道府県や市町村と協議しながら、きめ細かな指導をしていく。

未就労者に関しては、ハローワークを最大限活用するとともに、規制の緩和により都道府県も就労の斡旋ができるようになったことと、現在、様々な雇用対策が実施されているので都道府県と連携を図り、未就労をなくしていく。

平成 27 年 4 月から「生活困窮者自立支援制度」が始まっているので、この制度を積極的に活用していく。

また、専門性を取得するために職業訓練や研修・講座などを有効活用し、就労を確保していく。特に、世界でも類のない高齢化社会に進んでいることで、介護福祉士やホームヘルパーが不足しているため、求人の需要が非常に高くなっていることから資格の取得を奨励していく。

農林漁業者については、付加価値の高いものに移行するとともに、ブランド化を目指し、インターネットを活用して消費者との直販や販売店との直取引など販路の拡大を図っていく。このことは、畜産、園芸でも同様であり、漁業については、養殖なども検討していく。

なお、本格的に導入された「指定管理者制度」では、すべての公共施設を指定管理者に管理をさせることになっているので、隣保館なども対象になることから、各都府県本部で設置している N P O 法人の実情に合った公共施設の指定管理者になり、雇用の促進ができるよう、都道府県・市町村と協議していく。

いずれにしても、最新の情報を得るため中央本部は各省庁と、都府県本部は都府県と緊密な連携を図り、会員に最新の情報の伝達や相談を行うため、都府県本部内に相談業務を確立していく。

また、就職差別をなくし、安定した雇用を確保するため、厚生労働省が 80

名以上の従業者を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深めていくと同時に、障害者の雇用をも促進するため、法定雇用率（常用労働者が40人以上の民間企業は2.5%）を下回る企業については、特に積極的に雇用するよう求めていくが、抜本的に就職差別をなくすため、ILO第111号条約の「雇用及び職業における差別に関する条約」を批准し、国内法を整備するよう厚生労働省に求めていく。

3. 教育・啓発

教育・啓発については、既に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されており、国においては基本計画が23年ぶりに見直され、基本計画（第二次）が令和7年6月6日に閣議決定されているので、「部落差別解消法」と併せて、この2つの法律を有効活用し、すべての都道府県、すべての市町村に、この基本計画（第二次）の策定と実施を強く求めていくと同時に、現状に即した内容になっていない場合には見直しを強く求めていく。

また、基本計画には企業の役割も明記されていることから、厚生労働省が80名以上の従業員を有する企業に設置を求めている「公正採用選考人権啓発推進員」との連携を深め、企業内の人権研修の充実に努めていくとともに、未設置の企業には、推進員の設置を求めていく。

高等学校の授業料の無償化は、令和8年度からは所得制限を撤廃して、国公私立を問わず、授業料の支援として、国公立は年額118,800円（月額9,900円）、私立は457,200円（38,100円）が支給される制度に変更され、実質無償化になる。

また、生活保護世帯・非課税世帯・年収490万円未満の世帯の授業料以外の教育負担を軽減するため、高校生等奨学給付金があり、令和8年度では、生活保護世帯は全日制等の国公立は32,300円、私立は52,600円。非課税世帯では全日制の国公立は143,700円、私立は152,000円、通信制の国公立は50,500円、私立は52,100円。年収270万円～380万円では、全日制の国公立は47,900円、私立は50,670円、通信制の国公立は16,830円、私立は17,370円。年収380万円～490万円では、全日制の国公立は35,930円、私立は38,000円、通信制の国公立は12,630円、私立は13,030円に拡充されて給付される。

大学・短期大学・専門学校の奨学金は、令和7年4月から新制度になり、子どもを3人以上扶養する世帯の学生等について授業料等を上限額まで所得制限なく無償化にする、授業料の免除・減額と給付が本格的に始まったが、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（世帯年収約600万円程度まで、令和6年度からは扶養する子どもが3人以上いる「多子世帯」や私立理工農系の学部に通う世帯年収600万円程度の中間層へ対象を拡大する）になっているので、対象者を増やすため世帯年収の引き上げを要請する。

給付型奨学金の支給月額

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	350,000円	800,000円
	私立	460,000円	910,000円
高等専門学校	国公立	210,000円	410,000円
	私立	320,000円	520,000円

授業料の免除・減額の上限 (年額)

	国 公 立		私 立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大 学	約 28 万円	約 54 万円	約 26 万円	約 70 万円
短期大学	約 17 万円	約 39 万円	約 25 万円	約 62 万円
高等専門学校	約 8 万円	約 23 万円	約 13 万円	約 70 万円
専門学校	約 7 万円	約 17 万円	約 16 万円	約 59 万円

以上はいずれも上限額で世帯収入によって、～ 270 万円は上限額、～ 380 万円は上限額の 1/2 になる。

日本学生支援機構の貸与型の奨学金はこれまでと同様に、学力基準（住民税非課税世帯は学力基準実質的に撤廃）がある第 1 種（無利息）と、学力基準がない第 2 種（利息付）とがあり、第 2 種の場合は毎月貸与する金額が、2 万円～ 12 万円（1 万円刻み）と選択できるようになっているが、令和 8 年度予算要求では、授業料等減免・給付型奨学金 6,567 億円（昨年は 6,532 億円）、無利子 2,599 億円（470,000 人）、有利子 6,316 億円（684,000 人）になっている。

また、1 種・2 種の奨学金と合わせて、入学の時に必要な資金として、入学時特別増額も、10 万円・20 万円・30 万円・40 万円・50 万円と、借りることができる。

日本学生支援機構の奨学金とは別に、国の教育ローン（日本政策金融公庫）は、利息は高いが 350 万円まで借りることができる。

また、市区町村の社会福祉協議会でも、低所得世帯を対象に生活福祉資金貸付制度として教育支援資金があり、就学支度費が 50 万円以内、教育支援費が大学で月額 6 万 5 千円以内、短期大学等で月額 6 万円以内を無利息で借りることができる。

これら奨学資金制度を活用し、大学・短期大学の進学率の向上を図っていくと同時に、

所得の格差で教育の格差が生じないように、大阪市が実施している塾代補助である「教育バウチャー制度」を文部科学省に求めている。

なお、低所得で奨学金の返済ができず滞納者が増加していることから、「所得連動返還型制度」や「返還免除規定」の導入を求めているが、平成 24 年度からは「所得連動返還型無利子奨学金」（第 1 種）が導入され、平成 29 年度からは「新たな所得連動返還型奨学金」（猶予年限特例）が導入されたが、これは第 1 種（無利子）の奨学金のみが対象で第 2 種（有利子）の奨学金は対象外

なので、第2種（有利子）の奨学金も導入するよう要請していく。

新たな返済方法として、「年収 300 万円以下」で経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還が困難な場合に返還を猶予する「返還期間猶予制度」と「年収 400 万円以下」で経済困難、災害、傷病等の事由に該当し、返還月額を減額すれば返還を継続できる場合の「減額返還制度」が設けられているので、返還が困難な場合には活用していく。

平成 20 年 3 月に「人権教育の指導方法の在り方について」（第 3 次とりまとめ）が策定され、全国の学校や教育委員会において幅広く活用されてきたが、策定されてから 10 年以上が経過し、国民の意識や社会情勢は大きく変化するとともに、個別的な人権課題に関する立法措置が相次ぐなど、学校や人権を取り巻く情勢も大きく変化しているとして、「人権教育を取り巻く諸情勢について」が第三次とりまとめの補足資料としてまとめられたが、更に令和 6 年 3 月には改訂版がまとめられたので、活用されるよう学校や教育委員会に働きかける。

また、導入することに賛否が分かれている学校選択制度については、旧同和関係者が多数在籍する学校を敬遠するなど、解決しつつある同和問題を逆行させる可能性と、これまでの学校と地域の一体性が瓦解し、児童生徒が減少する地域は崩壊する可能性もあることから、導入には断固として反対していく。

なお、近年各地で始められた小・中一貫教育については、「学校教育法」が改正され平成 28 年 4 月から施行された。その学校の名称は「義務教育学校」になることから、旧同和関係者が多数在籍する学校を、「義務教育学校」にし、交流を深めて同和問題の解決に繋げていく。

未だに、児童・生徒の人権を侵害する教師の体罰や差別言動が少なからず発生していることから、教職員に対する人権研修の徹底をも求めていく。

4. 人権侵害の処理及び被害者の救済

国家行政組織法の第 3 条委員会としての「人権委員会」が創設されるまでは、平成 15 年の 3 月に 20 年ぶりに改正された「人権侵犯事件調査処理規程」での対応になるが、差別での泣き寝入りは絶対にさせないとの強い気持ちで、「人権侵犯事件調査処理規程」を有効に活用して救済を図っていく。

多発する学校でのいじめ問題をはじめとする様々な人権問題に対処するため、平成 25 年度からは全国の法務局に、企画担当委員として人権擁護委員が常勤する人権擁護体制の強化が図られているので連携して、積極的に人権救済を行っていく。

また、「人権擁護法案」と「人権委員会設置法案」のいずれもが、言論や表現の自由を規制するものだとの批判が巻き起こり、結果的に成立に漕ぎ着けないでいるので、国民の支持が得られるようにするため、法案に記述する人権侵害の定義を誰もが分かり易いものに見直す作業を開始する。

インターネットの人権侵害については、匿名の場合が多いことから発信者を特定するためには2度の裁判が必要であったが、令和3年4月に「プロバイダ責任制限法」が改正され、令和4年10月から新たな裁判手続きが創設され、1度の裁判で発信者の特定ができるようになったため活用する。

また、インターネットの人権侵害については、総務省に設置されている有識者会議「プラットフォームサービスに関する研究会」の中に設置されている「誹謗中傷の違法・有害情報への対策に関するワーキンググループ」がとりまとめた「第三次とりまとめ」を基に、「プロバイダ責任制限法」の改正案が令和6年3月1日に閣議決定され、5月10日に改正案は成立した。

改正案では、現行の「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」通称「プロバイダ責任制限法」の名称を、「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」通称「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法）に改めた。

改正のポイントとしては、大規模プラットフォーム事業者に対して、以下の措置を義務付ける。

①削除申出への対応の迅速化

- 削除申出窓口・手続きの整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）1週間程度（法案では2週間）

②運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- 削除した場合、発信者への通知

施行の予定は5月だったが4月1日に前倒しされたが、この改正によって、日本新聞協会が心配する表現の自由を脅かし、正当な言論活動を委縮させず、削除が迅速で簡便になるか見守りたい。

また、インターネットの誹謗・中傷対策の強化として、令和4年6月までは侮辱罪の法定刑は「拘留（30日未満）または科料（1万円未満）」だったが、「1年以下の懲役・禁固または30万円以下の罰金」にする厳罰化と公訴時効も1年から3年に延ばすことで、名誉棄損罪の「3年以内の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金」に近づけた刑法の改正案が、令和4年6月13日に成立したので活用していく。

さいごに

アメリカ合衆国のトランプ大統領は、大統領就任式で「米政府の公式見解として、性別は男性と女性の2つのみとする」と宣言し、「ジェンダー・イデオロギー過激主義から女性を守り、生物学的真理を連邦政府に回復させる」とす

る大統領令にもサインした。

また、大統領就任直後から矢継ぎ早に各種の大統領令にサインを行い、これ以外にも、「米軍から過激なジェンダー主義を排除する」として、トランスジェンダーは米軍への入隊を制限する」大統領令、「女性スポーツへの男性の参加を禁止する」大統領令、「トランスジェンダーの子どもについて、性別適合手術などの一部医療を制限する」大統領令にも署名した。

これら大統領令を受け、米国のオリンピック・パラリンピック委員会は、トランスジェンダーの女性が女子競技に参加することを禁止した。

イギリスも、最高裁判所が、「女性」の法的定義は「生物学上の女性」に基づくとする判決を出し、それを受けイングランド・フットボール協会は、性自認が女性のトランスジェンダーは女性の試合には出場できないと発表した。また、スコットランド協会も同様の規則の変更を発表した。

イギリスでは、陸上、自転車、水泳の各競技では以前から、トランスジェンダー女性の女子競技への参加を禁止している。

東南アジアでいち早く同性婚を合法化するなど LGB-T に寛容なイメージがあるタイは、

一方で性別変更は法的には認められていない。

このような状況の中、国際オリンピック委員会 (IOC) は令和 10 年 (2028 年) にアメリカのロサンゼルスで開催されるオリンピックでは、女子種目に出場する選手に、性別確認のための遺伝子検査を実施することを発表した。これにより、トランスジェンダーの選手は参加できなくなった。

各国、LGB-T 対策は様々だか、温泉文化を持つ我が国は、「LGBT 理解増進法」に基づく「基本計画」を一日も早く策定し、混乱に終止符を打ち、女性に寄り添う女性の人権を確立すべく、努力していく。

いずれにしても、人権侵害の被害者を簡易・迅速・柔軟に救済を図る目的の「人権委員会」の設置を中心にする新たな内容の「人権擁護法案」が成立できるよう自由同和会の総力を挙げて取り組むものとする。